

- 巻頭言……途切れない支援の提供のために取り組むべきこと 1~2
- 特集……○令和6年(2024年)度
「全国犯罪被害者等支援実務者会議」を開催して 3~5
○支援実務者会議に参加して 5~7
- お知らせ・編集後記 8

巻頭言

途切れない支援の提供のために 取り組むべきこと

2018年以降、被害者支援については、大きな改革の動きが生じてきた。ひとつは、40近くの都道府県が犯罪被害者支援に特化した条例(以下では特化条例という)を制定したことである。これによって、これまでの支援が見直され、数多くの新しい提案も見られるようになった。いまひとつは、政府が、自民党の提言を受けて、犯罪被害者等施策の一層の推進を図ったことである。その中で、「地方における途切れない支援体制の強化」という課題が取り上げられて、検討が重ねられた。そして、2024年4月に示された有識者検討会の取りまとめ(以下では、「取りまとめ」と略称する)においては、「地方における途切れない支援の提供体制の構築」が提言され、支援を一元的に提供するワンストップサービスの実現に向けた動きが始まった。

警察庁は、「取りまとめ」を受けて、2024年9月に「ワンストップサービス体制 構築・運用の手引き」(以下では「手引き」と略称する)を作成し、公表した。そして、兵庫県や鳥取県などで具体的な研修を行うことになった。また、同年の秋には、後掲の特集で取り上げられているように、全国を8つのブロックに分けて、全国犯罪被害者等支援実務者会議が開催された。

そこでの要旨は、①機関内と多機関のワンストップサービスを確立する、②全ての都道府県に設置されている総合的対応窓口コーディネーターを配置する、③多機関ワンストップサービスは、都道府県、警察、市区町村、犯罪被害者支援センターの4機関・団体を核として、事案に応じて医療・心理・法律・福祉などの専門職団体の協力を得て実施される、というものである。

この案が、途切れない支援を提供するための施策として、現状では最善のものと考えられるので、この方向で

元同志社大学教授 ● 川本 哲郎

整備が進むものと思われるが、現段階では、この構想自体に、地域による差異が生じている。

多機関ワンストップサービスの試みは、神奈川県から始まった。2009年に制定された特化条例に基づいて、県と県警察、被害者支援センターが一体となって運営する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」が開設された。また、埼玉県においても、2018年に制定された特化条例に基づいて、上記の三者による「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」が設置された。この二つの施設の詳細は、2018年と2019年の全国犯罪被害者支援フォーラムのパネルディスカッションにおいて紹介されたが、そこでコーディネーターとパネリストを務めた筆者は、人口の多い両県では、相談件数も多いので、このような施設が設けられた意義は大きいと思ったが、相談件数の少ない地方公共団体では困難であると考えていた。

ところが、大阪府は、2019年に制定した特化条例に「被害者支援調整会議の設置」を規定した。これは、実質的なワンストップ体制を敷くものであり、必要に応じて、会議を開催し、「必要な支援を途切れることなく実施」とされている。その後、京都府や兵庫県などが、被害者支援調整会議を設置することとし、警察庁も「手引き」において、多機関ワンストップサービスの体制として、支援調整会議の設置を提唱しているところである。また、「取りまとめ」においては、ワンストップサービスの体制として、多機関と機関内のワンストップサービスの双方を確立する必要がある、とされた。前者は、複数の異なる機関・団体に構成されるものであり、後者は、



一つの機関・団体内における複数の部署の連携に関するものである。以下では、特に多機関ワンストップサービスの課題を取り上げたい。

当面の重要なものとしては、①市区町村の位置づけ、②専門職との連携、③コーディネーターの配置という3つが挙げられる。①について、支援調整会議の核が、都道府県と警察、被害者支援センターであることに関しては、共通の理解が得られていると思うが、問題は市区町村である。これを「手引き」では、核となるものとして扱い、「4機関・団体」と表示しているが、神奈川県では、核となるのは、上記のサポートステーションを構成する3機関・団体とされている。支援調整会議においても、核となるのは3つの機関・団体であり、事件ごとに関係市区町村が核として加わることになるのであるから、そこを明確にする必要があると思われる。したがって、市区町村の担当者には、事件が起きたときに核を構成する関係者になるのであるから、その意識と準備体制の構築を働きかけることが重要である。市区町村担当者の研修の充実が望まれるゆえんである。

次は専門職との連携である。支援調整会議においては、弁護士会、臨床心理士会、社会福祉士会の会員の協力を得ることが多いので、これらの組織とは定期的な連絡を取る必要がある。なお、犯罪被害者等基本計画の「地方公共団体における専門職の活用」で取り上げられているものとしては、これ以外に、精神保健福祉士があるから、その参加も重要な検討課題であろう。さらに、被害者支援の現場では、精神科医や看護師の協力も欠かせないものである。とくに、精神科医は、被害者のトラウマやPTSDの治療に当たるし、加害者の処遇に関わることも少なくない。加害者について、加害者と被害者の対話が重要な要素となる「修復的司法」というアプローチは、かなり前から刑事法の世界には浸透しており、検察庁や保護観察所では2000年代に取組が開始されている。また、2023年12月には、刑事施設における加害者への被害者の心情伝達が開始された。被害者から、加害者の本心を知りたいという要望が表明されることもあるので、これからは、更生保護や矯正の世界との連携協力も必要になるとと思われる。今後は、その具体的な方法を考案すべきであろう。

以上のような整理を行うと、連携の対象となる専門職の第一のグループとして、弁護士会、臨床心理士会、社会福祉士会、精神保健福祉士会があり、次に、検察官、保護観察官、刑務官などの法律や矯正保護の関係者が加わることになる。さらに、犯罪によって、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや、児童

相談所、教育委員会・学校、男女共同参画センター、女性相談所、配偶者暴力相談支援センター、精神保健福祉センターなどが関わる。これらの関係者が一堂に会するものとしては、都道府県単位の被害者支援連絡会議が存在しているが、かなりの大規模な会議になるので、詳細にわたる議論を行うことは困難であるから、分科会の設置などの工夫が必要であろう。さらに、出席者として、警察であれば、警察署長が出席するのか、被害者支援室長や被害者支援室員なのかによって、会の性質が変わってくるから、その人選も大きな問題である。そして、市区町村単位となると、警察署単位で開催される連絡協議会もあるが、ここでも同様の人選の問題と分科会の設置などの課題があるし、また、警察署と市区町村の数が一致しているわけではないので、その場合は調整が必要になるとと思われる。

このように、多機関の連携については、数多くの課題が存在するが、これが解決に向かえば、関わる者の数が飛躍的に増加し、会議の質も向上することが期待できる。被害者支援の大きな課題は、周知度と支援の質の向上ということであるから、広報活動に加えて、関係者の増加と研修の改善に更なる努力と予算が傾注されるべきであろう。

最後のコーディネーターの配置は、特に難問である。第1に、どのようなキャリアの者を選ぶかという問題がある。臨床心理士・公認心理師や社会福祉士、精神保健福祉士などの資格の問題に加えて、被害者支援の経験や、所属、人数、勤務形態・待遇なども重要な要素である。鳥取県のように、県が「犯罪被害者総合サポートセンター」を設置し、社会福祉に詳しいセンター長の下にコーディネーターと所員を配置し、県庁舎内に、県警察、被害者支援センターと共に一室に集約されているというのが、一つの理想的な形であると思われるが、人的・物的に、そのような体制を取れない都道府県が多いのではなかろうか。とはいえ、「コーディネーターの配置」が、克服を迫られている重要な課題であることに疑いはないのであるから、何らかの対案が講じられるべきであろう。

途切れない支援を効率的に提供する体制の構築は、まだ始まったばかりであり、各地方公共団体において試行錯誤しているという段階であるが、被害者支援の充実を図るために、どのような形態が最も効果的であるかという視点から、何よりも、社会全体で被害者を支えることが大切であるということを念頭において、関係者全体の叡智が結集されることを期待したい。



特集

令和6年(2024年)度 「全国犯罪被害者等支援実務者会議」を開催して

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課 多機関連携係 ● 山口 大人

1 はじめに

警察庁においては、昨年9月から12月にかけて、全国を8ブロック(北海道、東北、関東、北信越、東海、近畿、中四国、九州)に分けて「全国犯罪被害者等支援実務者会議」(以下「実務者会議」という)を開催した。

実務者会議は、対象を市区町村まで拡大した全国規模の犯罪被害者等支援に関する研修事業としては警察庁初の試みであり、関係機関・団体の担当者、特に台風の影響により開催が延期となった九州・中四国ブロックの方におかれては、参加者の調整や旅費関連の事務が新たに生じるなど、大変なご苦労があったことと拝察する。

また、私自身が北海道警察からの出向者で支援の現場の慌ただしさを痛感しており、改めて、実務者会議にご参加いただいた方や関係事務にご尽力いただいた方に感謝申し上げます。

本稿では、実務者会議の開催概要や関係機関・団体に対するアンケート調査の結果を紹介しつつ、開催に当たっての所感を述べることにしたい。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、筆者の私見であることを申し添える。

2 実務者会議の開催概要

犯罪被害者等が居住地域にかかわらず必要な支援を適時適切に途切れることがなく受けられるようにするためには、住民にとって最も身近な基礎自治体であり、生活を支援する制度・サービスを所管する市区町村が果たす役割は大きい。他方で、市区町村は犯罪被害者等支援に携わる経験が少なく、知見・ノウハウを蓄積するのが難しいとのご意見をいただいていることを考慮し、警察庁においては、(特に犯罪被害者等支援の経験が浅い)市区町村担当者の意識・対応能力の向上及び市区町村と関係機関・団体との連携強化を主目的として実務者会議を開催した。

開催形式は、各ブロックの主要都市に会場を設け、都道府県、市区町村、都道府県警察及び民間被害者支援団体の実務を担う方を対象とし、各会場での対面参加のほか、オンライン参加も可能な形式とした。

参加状況については、全ての都道府県・都道府県警察・民間被害者支援団体及び約6割の市区町村にご参加いただいた。

市区町村の参加率を見ると、ブロック別では最高が約75%、最低は約55%であり、都道府県別では最高

が約85%、最低は約25%であるなど、地域によって差が見られた。

また、対面参加率については、都道府県警察・都道府県・民間被害者支援団体が高い一方、市区町村全体では約5%にとどまった。

3 実務者会議の内容

(1) 警察庁からの説明

～犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制の構築・運用について～

警察庁からの説明では、犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現の前提となる、地方公共団体の「総合的対応窓口」の役割や、総合的対応窓口を中核とした基盤整備について重点的に説明を行った。

(2) 警察庁地方公共団体アドバイザー(※)による講演

～地方公共団体における犯罪被害者等支援～

警察庁地方公共団体アドバイザー(以下「アドバイザー」という)による講演では、アドバイザーの元地方公共団体職員としての経験談を交えながら、総合的対応窓口の現状と活性化のための方策、犯罪被害者等が置かれている現状の理解、犯罪被害者等から相談を受けるに当たって(準備、実際、留意点)、支援者自身の問題(代理受傷)について説明を行った。

※地方公共団体に対するアドバイザー機能を果たすため、警察庁においては、昨年5月から、地方公共団体における犯罪被害者等支援の経験が豊富な職員を配置・運用している。

(3) 仮想事例を用いたグループワーク

グループワークでは、仮想事例に基づいて犯罪被害者等の困りごと、その困りごとを解決するための支援制度・サービスやその提供機関を考えるワークを行い、それぞれのワーク後に対面・オンライン双方のグループから意見を伺って全体への共有を行った。

なお、グループ編成は、対面参加者同士・オンライン参加者同士とし、他の機関・団体や他の地域における支援内容を学ぶ場とする趣旨から、機関・団体や地域が極力重複しない編成とした。

4 アンケートの結果と考察

来年度以降の実務者会議をより実効性のある研修事業とするため、以下の項目を設問としたアンケート調査

を実施したので、その結果を紹介する。

なお、項目(1)～(4)は5段階評価、その他の項目は選択式の設問であり、本年度の実務者会議の内容に関する設問については参加者のみ、来年度の開催に関する設問については不参加の機関・団体も対象とした。

(1) 「警察庁からの説明」についての理解度

約85%が「よく理解できた」「理解できた」と回答しており、理由として「これまでもワンストップサービスの実現について説明を受けていたが、直接聞くことで理解が深まった」等の意見が挙げられた。

また、約10%が「どちらとも言えない」、約1%が「あまり理解できなかった」と回答しており、理由として「ワンストップサービスの重要性は理解できる一方、市区町村の体制に組み込むイメージが持てない」「先進的な市区町村の事例があるとよかった」等の意見が挙げられた。

(2) 「地方公共団体アドバイザーによる講演」についての理解度

約90%が「よく理解できた」「理解できた」と回答しており、理由として「地方公共団体における支援の実例やアドバイザーの実体験を交えた説明がわかりやすかった」「相談を受ける支援者のケアも大事だと分かった」等の意見が挙げられた。

また、約10%が「どちらとも言えない」、約1%が「あまり理解できなかった」と回答しており、理由として「支援の経験がない市町村役場職員にはハードルが高すぎる」「様式や聞き取り事項等の資料があれば良かった」等の意見が挙げられた。

(3) 「仮想事例を用いたグループワーク」についての感想

約55%が「満足」「やや満足」と回答しており、理由として「県内外の他の機関・団体と意見を交わすことができ貴重な機会であった」等の意見が挙げられた。

また、約35%が「どちらとも言えない」、約10%が「やや不満」「不満」と回答しているが、そのうち約95%がオンライン参加者の回答であり、理由としては「オンラインだと通信トラブルが多く討議が中断されてしまうこと、意見を同時に発言しづらいことにより対面より時間がかかり、意見がまとまらないまま終了してしまった」「進行役や発表役を決めるのに時間がかかったので事務局で指定すべき」等、オンラインでグループワークを行う難しさや準備の必要性に関する意見が多かった。

(4) 今後の犯罪被害者等支援への有用性の有無

約90%が「そう思う(役に立つ)」「ややそう思う」と回答しており、理由として「他の機関・団体の方と意見交換できる機会は貴重」「相談が少なく経験が浅い団体にとってこそ事例や経験を聞くことが役に立つ」「この会議自体が犯罪被害者等支援の気運醸

成につながる」等の意見が挙げられた。

また、約10%が「どちらとも言えない」、約1%が「あまりそうは思わない」と回答しており、理由として「同様の研修が都道府県主催でも行われている」等の意見が挙げられた。

(5) 来年度の開催時期について

開催時期を2か月ごとに区切った選択肢から回答をいただいた結果、回答数に大きな差はなく、機関・団体や地域によって繁忙期が様々である状況が見られたが、「7～8月」「10～11月」を選択する方が若干多かった。

(6) 来年度の開催場所について

「本年と同様」「ブロック内各県で順番に開催」「オンラインのみ」「東京(警察庁等)で開催」「その他」の選択肢から回答をいただいた結果、約60%が交通アクセスの良さ等を理由に「本年と同様」と回答している一方、約15%は「ブロック内各県で順番に開催」と回答し、理由として「対面で参加できる機会が各県平等にあるといいと思う」等の意見が挙げられた。

また、約20%が「オンラインのみ」と回答しており、理由として「オンラインでも研修効果が認められる」「遠方の会場だと旅費や人員の確保ができない」等の意見が挙げられた。

(7) 来年度の開催方法について

「オンライン併用」「対面のみ」「オンラインのみ」の選択肢から回答いただいた結果、約80%が「オンライン併用」と回答しており、理由として「参加者に選択の余地があることが大事」「オンライン併用であれば会場から遠方の機関・団体でも参加しやすい」等の意見が挙げられた。

また、約15%が「オンラインのみ」と回答しており、理由として「オンラインでも研修効果が認められる」「遠方の会場だと旅費や人員の確保ができない」等の意見が挙げられた。他方で、「対面のみ」と回答した方は約5%であるが、「関係性を構築するなら顔を合わせる事が重要」等の意見が挙げられた。

(8) 来年度のテーマについて

自由に記載できる「その他」を含めた11の選択肢を示して第3順位まで回答いただいた結果、第1～第3順位の回答数を合算した数は「関係機関・団体における対応能力向上・連携強化」「犯罪被害者等への具体的な接し方」「多機関ワンストップサービス構築・運用の実例」「犯罪被害者等が置かれる立場・心情の理解」の順で多く、より実践的な内容や先進・効果的事例の紹介を希望する傾向が見られた。

5 令和7年(2026年)度の実務者会議に向けて

上記アンケートの結果等を踏まえて今回の実務者会議を振り返ると、参加者同士の支援経験の差からグル

ーブワークでは充実した討議が難しい面があったほか、特にオンライン参加者にとっては、スムーズな討議がより難しかったように感じられた。

来年度の実務者会議については、市区町村担当者の意識・対応能力の向上や民間被害者支援団体を含む関係機関・団体との連携強化により一層資するよう、内容とともに少しでも対面参加しやすい開催方法を検討したい。

また、市区町村担当者の意識・対応能力の向上等のためには、国による取組だけでは十分とは言えず、都道府県による市区町村向けの研修の充実や、被害者支援連絡協議会等を活用した関係機関・団体間の連携強化が重要となる。

犯罪被害者等支援に造詣が深い関係機関・団体の実務者にとっては、実務者会議の内容は基礎的過ぎると

感じられたかもしれないが、地方における犯罪被害者等支援の充実のため、犯罪被害者等支援にこれから改めて取り組んでいこうという市区町村をサポートする気持ちで参加していただくと幸甚である。

余談であるが、当係が資料作成等で様々ご協力いただいている市区町村の担当者に謝辞を述べた際、「(協力は)先行く自治体の責務です」と返され大変感銘を受けた。

この精神は、長年犯罪被害者等と向き合ってきた都道府県警察や民間被害者支援団体の方にも通じるものであるように思う。

私も、約17年にわたって犯罪被害者等と接してきた一人の警察官として、引き続き、関係機関・団体の皆様と連携して各種施策を推進してまいりたい。

特集 支援実務者会議に参加して

公益社団法人全国被害者ネットワーク 専務理事 ● 奥山 栄一 対面参加

たくさんの行政担当者の方が参加されており、若い方の参加が多かったように感じました。グループワークでは、積極的に名刺交換が行われ、司会役や発表者も自ら声を上げるなど、若い行政の方の姿勢には大変感心したところです。

仮想事例は、初めて被害者支援にかかわる方にとっては難しい内容であったと感じましたが、行政担当者からは多様なサービスについて意見が出され、大変勉強になった一方で、被害者が自治体相談窓口に来られた時に「今、何を望んでいるのか」「どのような支援を受けたいのか」といった観点からの意見は無かったため、NNVS 認定コーディネーターの指導内容を思い出し、意見をしたら、被害者等に寄り添う行政職員として何ができるのかという議論が変わっていき、結果的に犯罪被害者等支援においては当事者(被害者等)の方が中心であるという視点を共有できたように思いました。

今回の会議は、地方公共団体に、「既存の行政サービスも被害者支援の役に立つと自覚してもらい、主体的に支援に関わってもらえるようにすること。警察や被害者支援センターの方に、被害者等のために活用し得る行政サービスを知ってもらうこと」が主たる目的と伺っています。アンケートを踏まえ、警察庁犯罪被害者等施策推進課におかれましては、より实际的で充実した内容の会議となることを期待しております。

- Q1 会議に参加して一番良かったと感じたプログラムについて所感をお書きください。
- Q2 次回の会議開催で改善してほしいこと、取り上げてほしいことをお書きください。

北海道・東北ブロック
 公益社団法人みやぎ被害者支援センター
 支援室長兼コーディネーター ● 千葉 猛
 対面参加

Q1 プログラムの中で「傷害事件を仮想事例としたグループ討議」が、参加した皆さんにとっても分かり易く伝わったのではないかと思います。警察庁地方公

共団体アドバイザーの木本専門官がファシリテーターとなって、被害者等が今後抱えることとなる困り事を支援整理シートにグループ単位で討議させ、対象者ごとに時期・支援内容を書き出すのです。シートに書き出された内容そのものが、被害者等が被害後、中・長期的に抱えることとなる支援のニーズであることに気づかせる訓練で即効性が高いと感心しました。

Q2 1点目は、質疑応答時間の導入です。私がいるセンターでは、昨年の9月から支援条例を制定した県内の5市町の担当部署職員と、被害者支援に関する意見交換を行ってまいりました。どこも被害者相談総合窓口を設けたものの相談実績が未だ無い等、今後の支援に対する方向性が見出せず苦慮している様子でした。折角多くの自治体が一堂に会した会議ですので、更なるワンストップサービス体制の構築に向け、貴重な意見交換に時間を掛けて欲しかったと感じました。2点目は、グループ討議開始前に帰られる自治体の方が数名いらっしまったことです。上司から「とりあえず会議を聞いて来て」くらいの意味合いで参加されているとするならば、被害者支援に関する自治体の温度差の表れそのものではないかと思えます。まず、県を含む各自治体の総合相談窓口担当者のみを対象とした研修を経た後に、今回の会議を実施することを提案致します。

関東・甲信越ブロック

公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター

専務理事 ● 中村 尚樹

オンライン参加

Q1 会議に参加して一番良かったと感じた点は、警察庁理事官から、多機関ワンストップサービス体制の構築・運営上の留意点について、直接説明を聴講することができたことです。埼玉県では平成23年5月に県・県警察・(公社)埼玉犯罪被害者援助センターの3機関で「彩の国ワンストップ支援センター」を設置しました。ワンフロアで顔の見える関係を構築し、迅速な支援協議を行うことにより、犯罪被害者等の負担軽減や被害からの早期回復を図っているところです。理事官から運営上の留意点について詳細に説明をいただいたことで、埼玉県における多機関ワンストップサービスの現状を再点検するとともに、今後の課題などを整理することができました。また、多機関ワンストップサービス体制は、都道府県と市町村が中核となって推進するところ、民間支



援団体としてどのような立ち位置でその役割を果たしていくべきか確認することができました。

Q2 グループワークの仮想事例は、被害直後から中長期にわたり、複数の機関・団体による多角的なサービスを提供できる事例として、良く練られていると認められました。一方、主体的な参加者に議論を頼る傾向が認められたことから、被害者支援の実績が少ない参加者にも発言を促すなど、活発な議論が展開できるよう、司会、書記等の役割決めの方法など、グループワークの進め方に改善が必要であると感じました。

東海・北陸ブロック

公益社団法人被害者サポートセンターあいち

事務局長 ● 白柳 大仁

オンライン参加

Q1 警察庁からの説明、地方公共団体アドバイザーの講演とも、話し言葉から資料の「行間」がわかりました。本音と言ってよいのか分かりませんが、資料を取りまとめる際の苦労だとか、特に重要な点が伝わってきました。例えば、ワンストップについて「機関内」と「他機関との間」で実現が求められていることがわかりました。地方公共団体アドバイザーの講演では、総合的対応窓口の具体的な支援方法を教わり、漠然としていた「総合的対応窓口」のイメージについてピン트가合いました。グループワークですが、特化条例のない市町村の方や、4月に着任したばかりで経験がない方もおられたので、「こんなことはありませんか？」と水を向け、聞き出すのに苦労はしましたが、事例に真剣に取り組んでいただき、制限時間が足りないと感じるほど、盛り上がりました。

Q2 グループワークの段階になって参加者の顔が投影されましたが、最初から投影しておけば、グループワークの相手はここの方かと、心の準備ができ、自己紹介の時間の節約になるのではと感じました。リモート参加でも臨場感がありました。リモートであればもっと定期的実施してはどうかとも感じます。また、支援コーディネートの際、関係機関とリモートで打合せしているところがあれば知りたいと感じました。

近畿ブロック

公益社団法人なら犯罪被害者支援センター

事務局長 ● 東元 伸光

対面参加

Q1 仮想事例を用いたグループワークでは、検討前に

自己紹介の時間があり、また、各参加者が事例と真剣に向き合うなど、大変良かったと感じました。特に、他府県の地方公共団体における被害者等支援制度・施策を聞いたこと、他の参加団体の支援担当者との繋がりを持てたことは大きかったと思います。時間の制約はありますが、想定事例を増やし、事例ごとにグループのメンバーを変更することにより、参加者同士の交流をもっと増やせば良かったと思います。反面、参加者間の被害者等支援に関する実務経験等の差が大きいことや、事前の準備状況が異なるなどの問題点があったと思います。

Q2 近畿ブロックの会場はビルの8階で、エレベーターは1基で、定員も少なく、終了時には大変混雑するなど、災害等が発生した場合の安全対策に問題があると感じられました。また、参加人数に対して部屋が狭く、ビル内にトイレがないなど、今後は場所の選定に配慮いただきたいと思います。その他、実務者会議の効果を上げるため、可能な限り対面参加を優先し、オンライン参加は補助的なものと位置づけた方が良いと思いました。なお、会議で取り上げて欲しい内容として、先進的な被害者等支援制度や施策を推進する団体等の事例を発表してもらえればと思います。

中国・四国ブロック
公益社団法人とっとり被害者支援センター
支援活動責任者 ● 小谷 千恵
オンライン参加

Q1 私は、警察庁から「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制の構築・運用」について国の考え方をお示しくくださったこと、さらに、都道府県・市町村の役割まで具体的に説明されたことがよかったのではないかと思います。私は被害者支援に従事して長くなりますが、今まで、小さな単位の市町村実務者まで集めてこのような説明をされる機会はなかったのではないかと記憶しています。今後犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体

制の構築・運用についての意識を市町村担当者にもっていただき、取り組むきっかけになったのではないかと思います。また、警察庁には地方公共団体アドバイザーがおられることを初めて知りました。

Q2 オンラインでは、音声トラブル等があり聞きづらいうちもありました。グループワークは他県の市町村実務者の方の参考になる話もありましたが、各県の事情があるので温度差を感じ、このような大がかりなグループワークをする必要があるのかと思いました。次回は実務に関する講演だけでいいように思いました。

九州・沖縄ブロック
公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター
事務局長 ● 永家 南州男
対面参加

Q1 会議には、「これで、関係機関団体との連携による定型的で、かつ具体的な被害者等への支援活動が可能になるのでは」という期待を持って参加しました。現在の鹿児島における犯罪被害者支援活動については、県警察の協力のもとに各関係機関団体の担当者との相互理解と協力により実施されていますが、定型的な仕組みではなく、担当者が変わるたびに相互理解と関係構築から行わなければならないという問題に加え、担当者の理解度の違いにより、支援内容も変わってしまうという問題を抱えています。しかし、今回示された「機関内ワンストップサービス」及び「多機関ワンストップサービス」の取組について、コーディネーター等の人材の確保等課題は多くあるものの軌道に乗せることで、犯罪被害に遭われた方々が、必要な時に必要な支援を途切れることなく受けることが可能となることについて期待が持てました。

Q2 自治体関係者等参加者が抱えている不安や疑問等の解消のためのプログラムを入れてほしいと感じました。参加している自治体関係者等多くの方々は被害者支援に関する知識や支援経験を持ちあわせておらず、今回の取組にあたって不安や疑問点等の他、他県の現状や実施している内容等を参考にしたいという思いを持っていると思われます。質疑応答等他県の担当者と討議できるプログラムを取り入れてほしいです。



お知らせ

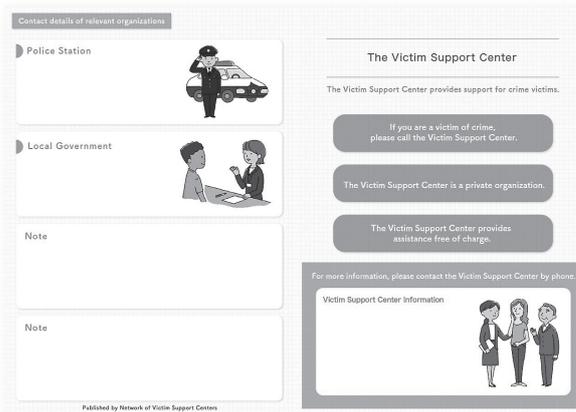
◆犯罪被害者支援アプリ「こころちゃん」についての重要なお知らせ

2018年リリースのアプリ「こころちゃん」は、2023年のAndroid、iOSのバージョンアップに対応するためのアップデートを最後とし、今後アップデートは行いません。そのため、Googleストア及びAppleストアのアプリ規格の変更があった場合、ストアから削除される可能性があります。ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解のほど、宜しくお願いいたします。



◆外国人被害者の方の支援についてサイトオープンしました。

全国被害者支援ネットワークは、外国人の犯罪被害者の方への相談先等の情報提供と、支援者の方向けの、被害者支援にかかわる専門用語や刑事手続の流れ、支援の際に使用できるパンフレットを掲載したサイトをオープンしました。ぜひご利用ください。ネットワークHPからご覧いただけます。



編集後記

次回発行予定日
2025年7月末

● 特集 ●

2025年度被害者支援センター
組織体制調査&活動状況集計

■ 2024年度も全国被害者支援ネットワークの活動に、ご協力、ご支援を賜り、心より御礼申し上げます。2026年は第5次犯罪被害者等基本計画(仮称)が策定されます。時を同じくして、全国被害者支援ネットワークが2016年に掲げた「10年ビジョン」を振り返り、新しい「10年ビジョン」を被害者支援センターとともに策定する予定です。犯罪被害者等の方のための支援が一層充実し、また被害者支援センターの支援活動の円滑な運営の一助となる新しいビジョンを構築できるよう、2025年度は準備を進めてまいります。(H.T)